

令和 8 年度

津南町育英資金応募提出要領

町育英資金の貸与を希望する方は、下記 1～4 までの書類を持参し申込んでください。

提出先：津南町教育委員会 子育て教育班
(津南町役場 2 階 電話 7 6 5 - 3 1 1 8)

受付期間：令和 8 年 4 月 3 日 (金) まで
※期間以降に申請する場合は教育委員会へご相談ください

記

1 津南町育英資金貸与願書

記入漏れや押印漏れがあると無効になりますので、漏れ落ちが無いよう正確に記入し押印してください。本人・保護者の押印は同一の認印でも構いません。

2 在学証明書（用紙は学校）

進学予定校への入学前での申請の際は、合格通知書等で代用してください。貸与（育英生）認定された場合には令和 8 年 4 月 1 日以降（進学校）の在学証明書をあらためて提出してください。なお、最終学年まで毎年度必要となります。貸与を継続する場合、毎年 4 月末までにその年度の在学証明書を町教育委員会へ提出してください。提出されない場合は貸与を停止することがあります。

3 津南町育英生推薦書

令和 7 年度在学した学校に推薦書を提出し、記入の依頼をしてください。

4 成績証明書（用紙は学校）

令和 7 年度に在学した学校の過去 3 年間分（途中学年から貸与申請する場合は在学中の学校）の証明書です。推薦書に添付するよう記載してあります。

選考基準

以下の全てに該当する者

- ① 令和8年4月1日以降、高等学校以上の学校に在学する者
- ② 津南町内に居住する者の子ども等
- ③ 世帯の所得が基準額以下であること ※別紙「津南町育英資金所得要件」参照
- ④ 住民税等の滞納が無いこと
- ⑤ 貸与申請をした書類を町育英資金審議会で審査し、その意見に基づき町長が貸付決定をした者

参考：町育英資金の貸与、貸与期間、金額、返還などについて

- ① 貸与願書提出者の貸与可否を町育英資金審議会で審査し、町長が決定します。結果は願書提出者に通知されますが、貸与には借用手続きが必要になります。また貸付には連帯保証人（2名）が必要です。
- ② 貸与期間は、貸与認定された年度からその学校の最短修学年限までです。
貸付を受けた者が引続き上位の学校に進む場合は、在学期間中返還を猶予することができます。
- ③ 貸付上限は、高校生月1万円以内、それ以外の大学・専門学校等は月5万円以内です。
貸与額は、申請者が1万円単位で決めることが可能です。
貸与の月は6月、8月、12月で、それぞれ4カ月分を口座振込します。
- ④ 返還は卒業年の1年据置後、貸与期間の2.5倍の期間で返済いただきます。
5月、7月、11月が返還月です。貸与期間終了後、返還計画等について提出していただきます。なお、一括返還、繰上返還等も可能です。
- ⑤ 在学途中で退学等の場合は、一括返還となります。
- ⑥ 貸与金は無利息ですが、返還期間経過後は利息が賦課されます。
- ⑦ その他は町教育委員会にご照会、ご相談ください。

津南町育英資金についてのお問い合わせ先
津南町教育委員会 子育て教育班 TEL:765-3118
(津南町役場 2階)